

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第14号

令和5年第5回（12月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月19日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和5年12月26日（火）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和5年第5回（12月）定例会 会期 12月26日 1日間

応招議員（12名）

1番	江 原 浩 之 議員	2番	浜 口 清 志 議員
3番	高 橋 健 一 郎 議員	4番	松 本 栄 一 議員
5番	木 佐 木 照 男 議員	6番	石 渡 征 浩 議員
7番	深 田 康 孝 議員	8番	武 藤 康 史 議員
9番	近 藤 純 枝 議員	10番	齋 藤 昌 司 議員
11番	斎 藤 信 治 議員	12番	菱 沼 あ ゆ 美 議員

不応招議員（なし）

令和5年第5回（12月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和5年12月26日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第8号～議案第10号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第8号の内容説明
- 10 議案第8号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第9号の内容説明
- 14 議案第9号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第10号の内容説明
- 18 議案第10号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 副管理者の挨拶
- 22 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	江原浩之	議員	2番	浜口清志	議員
3番	高橋健一郎	議員	4番	松本栄一	議員
5番	木佐木照男	議員	6番	石渡征浩	議員
7番	深田康孝	議員	8番	武藤康史	議員
9番	近藤純枝	議員	10番	齋藤昌司	議員
11番	斎藤信治	議員	12番	菱沼あゆ美	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

山口京子	管理者	藤井栄一郎	副管理者
齋藤照雄	会計 管理者	黒須靖之	事務局長
齋藤芳和	次長兼 庶務課長	高橋利男	次長兼 廃棄物 対策課長
片岡司	施設管理 課長	町井孝行	蓮田市 参事ど り環境 課長
関根啓文	白岡市 環境課長		

事務局職員出席者

書記	大矢周治	書記	中山和夫
書記	安野敏幸	書記	中野泰孝
書記	塚越忍	書記	丸山壮太

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○江原浩之議長 皆さん、おはようございます。令和5年第5回定例会、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○江原浩之議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○江原浩之議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

8番 武藤康史 議員

9番 近藤純枝 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○江原浩之議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月26日の1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎諸報告

○江原浩之議長 日程第3、諸報告を行います。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○江原浩之議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読いたさせます。

黒須事務局長。

〔事務局長朗読〕

○江原浩之議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎議案第8号～議案第10号の一括上程

○江原浩之議長 議案第8号から議案第10号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○江原浩之議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆様、おはようございます。江原浩之議長のお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じます。その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、それぞれの議会閉会后、ほっとする間もない年末の大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。また、議員の皆様には、両市をはじめ組合進展のため、多大なるご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、条

例関係が2件、予算関係が1件でございます。

初めに、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案は、令和5年8月7日に出されました人事院勧告に鑑み、職員の給料等について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

次に、議案第9号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本議案は、組合へ直接搬入する際の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料について、徴収する手数料と実際のごみ処理手数料との間に乖離が生じていることから、適正な受益者負担となるよう、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

次に、議案第10号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億239万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,609万3,000円とするものでございます。

また、継続費の補正を1件、繰越明許費の補正を3件、債務負担行為の補正を8件お願いするものでございます。

それでは、歳入の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。まず、1款分担金及び負担金につきましては、白岡市道2145号線拡幅工事中止に伴う工事費の減額及び執行見込みのついた不用額等の減額に合わせて減額をするものでございます。

次に、2款使用料及び手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症により増加傾向にあった搬入ごみ量が、減少に転じていることから減額をするものでございます。

次に、3款財産収入は、鉄・アルミ売却などの資源物売却につきまして、金属類、古紙類の契約単価が予算を上回っていることから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げます。次に、1款議会費につきましては、執行見込みがついた予算科目について、それぞれ不用額を減額するものでございます。

次に、2款総務費、1目一般管理費につきましては、執行見込みのついた予算科目について、それぞれ減額するほか、施設見学者に配布する啓発品の購入費及び年度途中で退職者分の負担金の増額をお願いするものでございます。

次に、2目財産管理費につきましては、公用車のスタッドレスタイヤの購入に要する費用及びバキューム車が故障したことによるし尿のくみ取りに要する費用並びに職員が使用する事務用椅子の購入費、書類用の書庫などの購入に要する費用の増額をお願いするほか、執行見込みのついた予算科目について、それぞれ減額するものでございます。

次に、3款衛生費、1目清掃総務費につきましては、政府からの補助金等により、光熱水費のうち電気料について、執行見込みがついた不用額を減額するものでございます。

次に、2目じん芥処理費につきましては、主に執行見込みのついた予算科目について、それぞれ減額するほか、ハトによるふん害の対策に要する工事費及び部品の手配等に時間を要するため、2

件の工事に要する工事請負費並びに作業員用の洗濯機等の購入に要する備品購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、3目し尿処理費につきましては、主に執行見込みがついた予算科目について減額するほか、バキューム車の修繕に要する費用及びし尿処理費施設のシーケンサーを交換するための工事請負費並びに水質分析に使用する器具の購入に要する備品購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、4目りサイクル促進費につきましては、北門及びエコプラザ入り口等の監視用カメラの設置に要する工事請負費の増額をお願いするものでございます。

次に、4款土木費につきましては、白岡市道2145号線拡幅工事の中止に伴い、工事請負費を減額するものでございます。

次に、5款公債費につきましては、今年度の償還額が確定したことにより、減額するものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、3件の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和6年度版ごみ収集日程表についてご報告申し上げます。ごみ収集日程表は、ごみの収集日を市民の皆様にお知らせするため、毎年3月に配布させていただいているものでございます。このたび令和6年度用のごみ収集日程表の作成に当たり、地区別のカレンダー版へ改訂することになりましたので、ご報告をいたします。

現在のごみ収集日程表は、毎週の燃えるごみの収集日を指定しているほか、そのほかの品目については、第1・第3何曜日などと表記をしているため、収集日の都度カレンダーで確認する必要があり、曜日や品目を違えて排出される事例が多く見受けられます。また、1月は、お正月休みの関係で収集日程が繰り下がるため、直接集積所に貼り紙をするなど特別な対応をしている現状から、多くの自治体で採用実績のあるカレンダー版のごみ収集日程表に改訂することになりました。

カレンダー版へ改訂することにより、市民の皆様の実便性が向上するほか、年末の集積所への貼り紙も不要となりまして、曜日や品目の誤りが減少することになり、ごみの収集効率の向上が期待されるところでございます。

なお、カレンダー版への改訂について、組合のホームページごみ分別アプリにて周知させていただき、例年どおり3月に配布させていただく予定で準備を進めているところでございます。

今後におきましても、既存の業務内容の見直しを図り、市民の皆様の実便性を向上させられるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

次に、伊奈町との基本合意書の締結についてご報告をいたします。伊奈町クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う燃えるごみの受入れ要請につきましては、その協議に応じることを本年9月

定例会においてご報告させていただいているところでございます。このたび当組合と伊奈町で協議を重ね、去る12月13日に別紙のとおり、一般廃棄物ごみ処理委託基本合意書を締結いたしましたので、ご報告をいたします。

受入れする燃えるごみは、伊奈町から生じる家庭系ごみと事業系ごみの一部で、令和6年5月から7月までの間の約1か月間、1日当たり約30トン、1か月で約600トンを受け入れるものでございます。また、本合意書には、搬入日、搬入時間、搬入経路などの協議内容を明文化しているほか、処理単価につきましては、令和4年度の処理実績に基づき、1トン当たり3万5,900円とすることで合意したものでございます。また、この3万5,900円は税込みとなります。

なお、伊奈町の受入先として別途協議している上尾市につきましても、当組合と同様の基本合意書の締結に向けて進めているとのことでございます。

今後は、このたび締結した一般廃棄物ごみ処理委託基本合意書に基づき、令和6年度の予算措置を行い、令和6年4月1日付で伊奈町と一般廃棄物ごみ処理委託契約を締結し、受入れすることとなりますが、当組合のごみ処理に支障が出ないように万全を期すとともに、近隣住民の方々にご迷惑をおかけすることのないよう慎重に対応してまいります。

次に、3R推進事業の実施状況についてご報告をいたします。当組合では、3R推進事業の一環として、去る11月12日日曜日に、エコプラザをメイン会場とする第12回エコプラザまつりを開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となりましたが、677人の市民の方々にご来場いただき、盛況のうちに終わることができました。

エコプラザでは、リユース品の販売や定期的に行っている体験講座を身近に感じていただくため、布のリフォーム、ステンドグラス風小物作りなど体験コーナーを設けたほか、好評を博しています牛乳パックとトイレトペーパーの交換、フードドライブ、今年は新たに古着、プラスチック製品の販売、ドラム缶の蓋にSDGsに関する目標を書く「ドラム缶でSDGs宣言」を実施いたしました。ほかにも両市商工会等による物品販売やパトカー、消防車等の展示、地域の音楽団体によるコンサートを開催するなど、幅広い世代の方々を楽しみながら参加していただきました。

エコプラザまつりのほかにも、11月18日には「しらおか秋の彩りフェスタ」、11月23日には「わんぱく商店街」などのイベントに参加し、子供服の交換会や組合から発生したし尿汚泥をリサイクルした肥料の販売などの3Rを推進するための活動として参加させていただきました。

今後におきましても、エコプラザを中心に、様々な活動を通じて市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、蓮田市、白岡市で実施されるイベントにも積極的に参加し、3Rの推進に努めてまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○江原浩之議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。

◇

◎議案第8号の内容説明

○江原浩之議長 日程第6、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を4枚めくっていただきまして、議案書の次に添付してございます蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧いただきたいと存じます。今回の改正は、令和5年8月7日に提出されました人事院勧告に鑑み、職員の給与表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等をするため、提案するものでございます。

2の内容を御覧ください。(1)でございますが、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料月額を引上げ、令和5年度12月期支給の期末手当を、定年再任用短時間勤務職員以外の職員は、現行の1.2月から0.05月引上げて1.25月に、定年再任用短時間勤務職員は、現行の0.675月から0.025月引上げて0.7月に改めるものでございます。

また、令和5年度12月期支給の勤勉手当を、定年再任用短時間勤務職員以外の職員は、現行の1.0月から0.05月引上げて1.05月に、定年再任用短時間勤務職員は、現行の0.475月から0.025月引上げて0.5月に改めるものでございます。

次に、(2)でございますが、令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月期及び12月期それぞれ、定年再任用短時間勤務職員以外の職員は1.225月に、定年再任用短時間勤務職員は0.6875月に改めるものでございます。

また、勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期それぞれ、定年再任用短時間勤務職員以外の職員は1.025月に、定年再任用短時間勤務職員は0.4875月に改めるものでございます。

令和5年度及び令和6年度の支給割合の変更内容並びに改正に係る令和5年度中の支給額の増減につきましては、表のとおりでございます。

裏面の一番下を御覧ください。4、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、第1条の給料月額の引上げは令和5年4月1日から適用し、期末手当、勤勉手当の支給割合の引上げは令和5年12月1日から適用いたします。

第2条は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

◇

◎議案第 8 号に対する質疑

○江原浩之議長 説明が終わりました。

議案第 8 号に対するこれより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第 8 号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 9 号の内容説明

○江原浩之議長 日程第7、議案第9号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案9号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚めくっていただきまして、議案書の次に添付してございます、蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の提案理由でございますが、蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、廃棄物処理手数料のうち組合に搬入する際のごみ処理手数料につきまして、改正を行うものでございます。

審議会からの答申の内容といたしましては、組合へ直接搬入する際の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料は、いずれも手数料収入よりも実際の処理経費が大きく上回っていることから、受益者の公平な負担を勘案し、手数料を改正するものでございます。

2の概要条例につきましては、廃棄物処理手数料の条例第32条の2の内容を記載したものでございます。

3の内容でございますが、(1)の一般廃棄物につきましては、一般家庭及び事業系一般廃棄物について、組合で指定する場所へ搬入するときの手数を、10キログラムにつき143円から220円に改めるものでございます。

(2)の産業廃棄物につきましては、産業廃棄物を組合で指定する場所へ搬入するときの手数を、10キログラムにつき239円から440円に改めるものでございます。

(3)の備考欄につきましては、文言整理を行うものでございます。

4、施行期日及び経過措置でございますが、施行期日につきましては、令和6年7月1日から施行するものでございます。

経過措置につきましては、施行後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、施行日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、廃棄物減量等推進審議会から提出された廃棄物処理手数料見直しの経緯について添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◇

◎議案第9号に対する質疑

○江原浩之議長 説明が終わりました。

これより議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、深田議員。

○7番 深田康孝議員 おはようございます。深田です。

今回の値上げについて、前回の9月に説明がありましたけれども、この値上げによって分担金が減る、市民の負担が実質的には減るのだというような説明がありましたけれども、実際に値上げをして、減額される、分担金が減る額というのは、幾らぐらいになるのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 私のほうからご説明させていただきます。

手数料改定が行われた場合、年間で約6,100万円ほど増収が見込まれまして、今回は7月から3月までの9か月となりますので、4,400万円ほどの増収が見込まれます。

以上となります。

○江原浩之議長 7番、深田議員。

○7番 深田康孝議員 ご説明ありがとうございます。そうすると、増収によって市民の負担が減るというのは理解できるのですが、実際値上げによって、直接の減税というか、市民の感覚的にはちょっと負担が増えるというような声もありまして、一気に値上げをするのではなくて、段階的な値上げの検討というのはされたのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 今回の答申が平成30年に出されたもので、その後燃料費の高騰などがありまして、実際の手数料の収入と乖離が生じておりますので、今回値上げにつきましては、前回協議会でもご説明させていただきましたが、ごみ処理の1トン当たりの処理料金が442円となっておりますので、半分の、50%の負担ということで、一度に値上げをさせていただきたいということで今回上程をさせていただきました。

以上となります。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 素朴な疑問ですが、通常こういうのは、年度替わりに変えるのが普通かなという気がする。なぜ4月1日ではなく、7月1日にした理由を教えてください。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 今回の議案がご可決いただければ、環境センターのホームページ

や環境センターだよりにて、市民、事業者に対し周知するとともに、搬入者に改定内容を掲載したチラシなどを配布する周知期間を6か月設ける必要がございます。そのため、施行期日を令和6年7月1日とさせていただきます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 すみません、もう一つ。

今回のはあくまでも持込みの部分だということだと思っておりますけれども、そういう意味だと通常のごみ集積所へ持っていっている部分の通常の一般の家庭ごみは、変更はないということでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 今回搬入手数料の改定について上程させていただきましたが、今後につきましては、廃棄物減量等推進審議会が組合にはございますので、審議会の対応の下に今後検討させていただきたいと思っております。

以上となります。

○江原浩之議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

7番、深田議員。

○7番 深田康孝議員 議案第9号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

今回の搬入ごみ手数料の値上げについて、特に中小の個人事業者からは、コロナ禍が明け、ようやく市民活動の制限がなくなり、経済も回り始めてきたとはいえ、コロナ禍で失った顧客が戻らず、営業がままならない上、近年の物価高騰で、実質減収の中での今回の値上げは厳しいという飲食店経営者の声とか、建設関係者の方からは、ここ数年は燃料費もかさんで利益が減っているし、廃棄物処理については、元請から慣習的に押しつけられている状態なので、搬入手数料が値上げとなると、さらに利益が減るので、生活に困るといった悲痛な声が聞かれています。

また、過去には、狭山市など他の自治体では、値上げについて激変緩和措置が講じられて、段階

的な値上げを実施してきたところもありますが、今回は激変緩和措置もないまま実施されます。これは、コロナ禍の影響から立ち直っておらず、近年まれに見る物価高騰で苦しむ個人事業者をさらに追い込むことになりかねません。

こうした理由から、今回の値上げには反対します。

○江原浩之議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 9番、近藤純枝でございます。江原浩之議長の発言許可をいただきましたので、発言させていただきます。

議案第9号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

本条の改正につきましては、組合が徴収している搬入に係るごみ手数料について、実際の処理に要している経費と徴収している手数料が大きく乖離していることから、搬入ごみの手数料を見直すものでございます。

搬入ごみにつきましては、衛生組合における行政サービスの一つとして実施しているものでございますが、全ての市民がサービスを利用しているものではございません。また、事業系のごみにつきましては、事業活動により生じるごみの処理料金となりますので、事業者自らが適正な料金を負担すべきものと考えます。実際の処理経費との差額分につきましては、行政サービスを受けていない市民の皆様が税金で賄われている現状でございます。このたびの手数料改定に当たりましては、住民代表等で組織されている廃棄物減量等推進審議会からの答申にもございましたように、ごみの排出者であり、行政サービスを受ける受益者が適正な料金を負担すべきであり、このたび提示されている金額につきましては、適正な金額設定であると思えます。

ごみ処理は、市民生活に欠くことのできない大切な事業でございます。この組合の施設も老朽化し、施設の整備等に関する経費も年々増加している状況にあるということから、当組合を適正に運営する上でも、本議案は大変重要な議案であると思えます。

今後におきましても、蓮田市、白岡市の安定したごみ処理を継続するとともに、ごみの減量化、資源化を推進し、市民の皆様が快適な生活環境を維持するという観点から、私はこの本案に関し、賛成の意を表すものでございます。

以上で終了いたします。

○江原浩之議長 次に、討論の発言を求めます。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 8番、武藤でございます。

議長の許可をいただきまして、賛成の趣旨で討論させていただきますが、ここで申し上げたいのは、まず賛成の理由としては、先ほど近藤議員もおっしゃったように、引上げ、収支のバランスを

きちんと取る。引上げる水準が近隣の市町に比べても妥当であるということで、この数字については納得できるものですし、これによって、今までこれを穴埋めしている両市の負担、これがそれぞれ3,000万円前後の額として軽減されてくるわけで、これが両市の市民の新たな事業に使われることによるメリットにつながるということを理解した上で賛成をしたいと思います。

一方で、この収入増分について、払うほうにしてみれば、値上がりになった。そして、自分たちばかり取られて、結局それで浮いた分は市に戻って、その市に浮いた予算がどこに使われているかも分からないというようなことを思う方もなくはないということがあるので、もし今後可能でしたら、ぜひ組合もしくは両市において、こういう値上げを行って負担増をお願いした上で、収入が生じるわけなので、この収入増分の使い方について、できれば最も理にかなった、例えば両市とも環境基本計画にいろいろな施策を定めておられるわけですがけれども、なかなか逼迫した財政状況の中で、それらを全部宣言どおりに実行できないものもあります。

なので、これに資する、施策に充当する、この収入増の一部をそれら環境の改善、それから環境に対するそれぞれの姿勢を示すために、市民に納得を得られるような施策に充当することを検討してはどうかというふうにも思っておりまして、具体的には例えば組合として、太陽光パネルをこのセンターの上につけて、いわゆる通常電力の削減に努めるであるとか、これは一例ですけれども、それとか他市で一部行われているような、レジ袋のプラスチック削減のために、スーパーのレジ袋代わりにごみ袋の小さいものを作って、それで持って帰って、家に帰って役目を果たした後は、ごみを詰めてそのまま捨てるという、これは初期費用、設計費用だけで済むので、後々そのランニングコストは回収すればいいだけの話なので。

このような、いわゆる再生可能エネルギーに関する、組合として、もしくは市におかれても、例えば今まで公共施設への太陽光パネル設置が十分に行われているとは言い難い状況もありますので、これに関して太陽光のパネルの設置を、こういう値上げを機に、このような収入増を持って充当するとかいうことを、併せて減免されれば、値上げを受け入れる市民にとっても納得できる、そして今後の市の環境施策に対する期待も高まるのではないかと考えて考えたので、これら今申し上げたことを要望、期待を申し添えた上で、賛成討論としたいと思います。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第9号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

○江原浩之議長 日程第8、議案第10号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案第10号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億239万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,609万3,000円とするものでございます。

第2条につきましては、継続費の補正として、長寿命化総合計画等作成業務委託費の追加をお願いするものでございます。

第3条につきましては、繰越明許費の補正として、3件の追加をお願いするものでございます。

第4条につきましては、債務負担行為の補正として1件の追加と、委託費の増加に伴い7件の限度額変更をお願いするものでございます。

第5条につきましては、地方債の補正として、借入金額の確定による限度額の変更と工事の中止に伴い、廃止をお願いするものでございます。

次に、1ページをお開きください。今回の補正は、歳入では分担金及び負担金、使用料及び手数料及び組合債を減額するほか、財産収入の増額をお願いするものでございます。

歳出では、議会費、総務費、衛生費、土木費及び公債費の減額をお願いするものでございます。

2ページを御覧ください。第2表、継続費補正ですが、継続費として、ごみ処理施設整備基本構想に基づき、既存ごみ処理施設の長寿命化総合計画等作成業務委託費の追加をお願いするものでございます。

第3表、繰越明許費補正ですが、鉄アルミプレス機補修工事、不適物プレス機シーケンサ交換工事、中央制御室シーケンサ交換工事につきましては、部品の納入に時間を要するため、工事費と併せて繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

次の第4表、債務負担行為補正ですが、1の追加といたしまして、環境センターだより印刷製本費の追加をお願いするものでございます。

3ページをお開きください。2の変更といたしまして、電気工作物保安管理業務委託費、エレベーター保守点検業務委託費、ごみ処理施設環境測定業務委託費、廃蛍光管処分業務委託費、リユース家具修繕等業務委託費は、委託単価の値上げ等に伴い、限度額を変更するものでございます。

4行目の剪定枝等処分業務委託費は、白岡市内の資源化業者へ搬出する必要が生じたため、限度額を変更するものでございます。

6行目の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、現在契約している県内の堆肥化事業者の撤退により、県外事業者へ処分先を変更することに伴い、限度額の増額をお願いするものでございます。

次の第5表、地方債補正ですが、1、変更につきましては、ごみ焼却施設改修事業であるクレーン補修工事、2・3号炉燃焼ストーカプッシュロッド等交換工事の借入金額が確定したため、限度額の補正をお願いするものでございます。

2、廃止につきましては、道路整備事業として、令和5年度に予定しておりました白岡市道2145号線拡幅工事について、2回ほど入札を実施いたしましたが、応札者がなく、年度内の工事完了が借入れの条件であることから、工事請負費の減額と併せて道路整備事業債の減額をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出予算に関する補正につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、5ページをお開きください。1の歳入につきましてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金、1節分担金につきましては、白岡市道2145号線拡幅工事を中止したことに伴う工事費の減額及び執行見込みのついた不用額の減額に合わせて、全体で1億2,002万8,000円、蓮田市分として6,335万7,000円、白岡市分として5,667万1,000円を減額するものでございます。

次の2項負担金、1目負担金、1節負担金、蓮田市の環境センターだより全戸配布負担金につきましては、執行見込みのついた不用額の減額に合わせて負担金を減額するものでございます。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料、1節ごみ手数料の搬入ごみ手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、搬入ごみ量が増加傾向にありましたが、コロナ禍前の状態に搬入ごみ量が減少に転じていることから、450万円を減額するものでございます。

次に、3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入につきましては、鉄・アルミ売却及び古紙類売却につきましては、数量的には減少傾向にございますが、契約単価が予算を上回り、増収が見込まれることから増額とするものでございます。ペットボトル売却、廃油売却、硬質プラスチック売却につきましては、単価の下落により減収が見込まれることから、減額するものでござい

ます。

次の公用自動車売却につきましては、故障により使用できなくなったパッカー車及び新たにリース契約で重機を導入したことにより、不用となったハイリーチショベルローダーを売却したことにより増収が見込まれることから、86万6,000円を増額するものでございます。

6ページを御覧ください。7款組合債、1項組合債、1目衛生債、1節廃棄物処理施設整備債のごみ焼却施設改修工事債につきましては、契約額の確定に伴い、クレーン補修工事で1,560万円、2・3号炉燃焼ストーカプッシュロッド交換工事で570万円、合わせて2,130万円を減額するものでございます。

次の2目土木債、1節道路橋りょう債の道路整備事業債につきましては、白岡市道2145号線拡幅工事を中止することに伴い、借入れを予定していた6,280万円全額を減額するものでございます。

7ページをお開きください。続きまして、2の歳出につきましてご説明を申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費、12節委託料の会議録調製業務委託費につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次の13節使用料及び賃借料につきましては、議会視察研修における有料道路通行料及びバス借上料の確定により、不用額を減額するものでございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬から3節職員手当等につきましては、12ページの給与費明細書の表と併せて御覧いただきたいと存じます。1節報酬の会計年度任用職員報酬につきましては、庶務課に配属されている会計年度任用職員2名について、フルタイム勤務ではなく、短時間勤務としたことから、10万円を減額するものでございます。

2節給料の職員給料につきましては、自己都合による退職者が生じたことなどにより、職員給料を600万円減額するものでございます。

次の3節職員手当等につきましては、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当は、今年度中の転居や被扶養者の異動、また昇格の状況に応じて、それぞれ補正するものでございます。

次に、12ページの給与明細書の下の方の段でございます。休日勤務手当につきましては、今年度の実績及び残り3か月の見込みを踏まえ、減額するものでございます。

その右側でございます期末手当及び勤勉手当につきましては、先ほどご可決いただきました給与条例の改正を踏まえた支給額に基づき、過不足額をそれぞれ補正するものでございます。

7ページの説明に戻ります。7ページを再度御覧ください。8節旅費につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございます。

次の10節需用費の消耗品費につきましては、施設の見学者等に配布している啓発品に不足が見込まれることから、クリアファイル3,000枚の購入費をお願いするものでございます。

次の印刷製本費につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございます。

次の12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきましては、今年度の執行見込みがついたことか

ら、不用額を減額するものでございます。

8 ページを御覧ください。18節負担金、補助金及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、年度途中の普通退職者により特別負担金が発生し、不足が見込まれるため、111万5,000円を増額するものでございます。

次の埼玉県清掃行政研究協議会負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症により事業の縮減に伴い、令和5年度分の負担金を徴収しない旨、本協議会から通知がありましたので、減額するものでございます。

続いて、2目財産管理費、10節需用費の消耗品費につきましては、庁用自動車に使用するスタッドレスタイヤ4本の購入費用として13万2,000円をお願いするものでございます。

次の11節役務費のし尿量目汲取処理手数料につきましては、場内で使用しているバキューム車が故障し、屋外トイレ、リサイクル工房など、場内2か所のくみ取り式トイレのくみ取り作業を委託する必要が生じていることから、25万9,000円をお願いするものでございます。

次の12節委託料及び14節工事請負費につきましては、今年度の執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

次に、17節備品購入費の庁用器具費につきましては、職員が使用しているオフィスチェアの老朽化に伴い、オフィスチェア12脚の購入費用として58万1,000円をお願いするほか、個人情報等の書類を保管するための両開き書庫及び施設整備担当並びに庶務担当が使用しているファイリングキャビネットが不足していることから、購入するための費用として38万9,000円、合わせて97万円をお願いするものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、10節需用費の消耗品費につきましては、ごみ処理施設整備計画・設計要領、廃棄物処理施設整備実務必携など、施設整備に関する書籍の購入費用として4万円をお願いするものでございます。

次の光熱水費につきましては、執行見込みのついた電気料9,939万8,000円を減額するものでございます。

多額の不用額が生じた要因といたしましては、令和5年度の予算計上に当たり、令和4年11月末で燃料高騰等の理由により、契約をしていた電気小売事業者であるシナジアパワー株式会社が電気事業から撤退し、東京電力パワーグリッド株式会社と最終保障契約を締結する必要が生じ、令和5年度予算は、この最終保障契約における契約単価で計上し、予算査定終了後に、現在の業者である東京電力エナジーパートナー株式会社から最終保障単価より安価な契約単価が提示され、契約先を変更したこと、また予算計上時には想定していなかった電気・ガス価格激変緩和対策事業として、政府からの補助金により、令和6年4月まで電気料金の値引きが生じていることなど、複数の要因によるものでございます。

次に、11節役務費の家電リサイクル手数料につきましては、故障により使用できなくなった洗濯

機2台、乾燥機2台のリサイクル料金として1万1,000円をお願いするものでございます。

次の12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度の執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

9ページをお開きください。22節償還金、利子及び割引料につきましては、蓮田市内の指定ごみ袋販売店の閉店に伴い、返却された燃やせないごみ用の指定ごみ袋代として4万円の還付金をお願いするものでございます。

次に、2目じん芥処理費、10節需用費の薬品費及び機械点検整備料につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次に、12節委託料の焼却灰・ばいじん処分業務委託費につきましては、焼却灰の発生量が当初の見込みを下回ることから、2,148万円を減額するものでございます。

次のごみ処理施設機器保守点検業務委託費から13節使用料及び賃借料の重機借上料までは、今年度の執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

次に、14節工事請負費のごみ処理施設補修工事につきましては、ごみ処理施設のプラットホームの出入口において、ハトによるふん害が発生しているため、出入口天井部にネットを取り付ける工事費として187万円をお願いするものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、2・3号炉燃焼ストーカプッシュロッド等交換工事の執行見込額確定により11万円を減額するほか、粗大ごみ処理施設に設置されている鉄・アルミプレス機の摩耗部品等を交換するための工事費として692万4,000円及び耐用年数を超過している不適物プレス機のシーケンサーを交換するための工事費として104万5,000円を増額し、合わせて785万9,000円をお願いするものでございます。

なお、部品の納期に時間を要し、工事完了まで期間を要することから、併せて繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

次に、17節備品購入費につきましては、ダイオキシン類の管理区域内で作業した後の作業着用の洗濯機と乾燥機が故障し、使用できなくなっているため、洗濯機と乾燥機を購入するための費用として30万円をお願いするものでございます。

10ページを御覧ください。3目し尿処理費、10節需用費の機械修繕料、薬品費及び機械点検整備料につきましては、執行見込みのついた不用額を減額し、車両修繕料につきましては、場内で使用しているバキュームカーが故障しているため、修理費用として98万円をお願いするものでございます。

次に、12節委託料のし尿処理施設清掃業務委託費、脱水汚泥処分業務委託費につきましては、今年度の執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

次の14節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事につきましては、し尿処理施設の中央監視盤のシーケンサーについて、耐用年数の超過により、更新を行うための工事費として738万円をお願い

するものでございます。

なお、電子部品につき、納期に時間を要し、工事完了まで期間を要することから、併せて繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

次の17節備品購入費、機械器具費につきましては、分析室で使用する電子天秤が故障したため、購入費用として10万円をお願いするものでございます。

次に、4日リサイクル促進費、14節工事請負費の環境センター北門監視カメラ設置工事につきましては、環境センター北門及びエコプラザ正面玄関並びに西門付近に防犯を目的として、録画機能のある監視カメラを設置するための工事費として81万4,000円をお願いするものでございます。

次に、4款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路新設改良費、14節工事請負費につきましては、白岡市道2145号線拡幅工事について、道路事業債の借入れ条件である年度内の工事完了が見込めないことから、工事を中止し、工事請負費全額6,982万8,000円を減額するものでございます。

最後に、5款公債費、1項公債費、1目元金及び11ページの2目利子につきましては、今年度の償還額が確定したことにより、減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第10号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 10ページの土木費の道路新設改良費についてお伺いいたします。

この白岡市道の2145号線の拡幅工事が中止となったということですが、入札ができなかったようですけれども、これについては、まずどこを拡幅する工事なのかお伺いをいたします。どの部分というか。

○江原浩之議長 片岡管理課長。

○片岡 司施設管理課長 拡幅部分になりますけれども、環境センターの敷地の北側になります。北側の川沿いにあるのですけれども、そちらのほうが、通常5メートルのものを1メートルほど拡幅をいたします。全部で6メートルという形で拡幅工事をするという工事でございます。

○江原浩之議長 12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 では、今回中止となるわけですが、これについては必要な工事と思

っていますけれども、今後はどのような予定をしていくのかお伺いをいたします。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 今回事業中止ということで、影響についてになると思いますが、次回の建築確認等が必要な建物等の建築確認申請前までに拡幅工事をしてほしいという行政指導でございましたので、そのところで進められればという形で考えております。また、現在、建築確認申請が必要な工事は当分の間、予定しておりません。

以上でございます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 壊れた洗濯機をリサイクルすると言っていました。リサイクルするという、工事をしたということ、それはプラザかどこかで売却するということなののでしょうか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 今回施設管理課のほうで洗濯機、乾燥機、2台、2台、計4台交換ということで補正で上げさせていただきましたが、これにつきましては家電リサイクル法の関係で、役務費で必要な費用を上げさせていただきました。家電リサイクル法の中で適正に処分するという形になります。組合では処分いたしません。

以上でございます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 分かりました。

退職者が1名出たということなので、新規採用の状況をお伺いしたい。退職者1名ということで、なかなか人がいなくて大変だというふうに聞いているので、今後どうなるのか状況をお聞かせください。

○江原浩之議長 斎藤次長。

○斎藤芳和次長兼庶務課長 現在職員の採用について募集をしているところでございます。1次試験が終わりまして、今後2次試験という形で、今年度の募集につきましては、若干名という形で募集をかけているところでございます。いい人がいれば多く採用したい、このような考えでいるところでございます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 採用可能の見込みはどのようなのですか。今回退職していますので、その分含めて、皆さんの仕事の今後の心配なのですからけれども、いかがですか。

○江原浩之議長 斎藤次長。

○斎藤芳和次長兼庶務課長 今現状で職員が不足している部分につきましては、現在再任用の職員が3名、そのほかに会計年度任用職員という形で5名の方に職に就いていただいておりますので、不足分については、再任用職員と会計年度任用職員のほうで対応させていただいているというところで

ございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 もう一つ。

今再任用職員ということで出ました。会計年度任用職員、14ページなのですが、給与と職員手当、給与改定等で増やしていますけれども、実質その他の増減分ということで減らしていて、実質給与も職員手当も大きく減っていますよね。これは、そういう意味で言うと、今の全体の給与を上げようという時代に即していないのです。これはどういう状況なのでしょう、お伺いします。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長 まず、14ページの給料の給料改定に伴う増減分につきましては、先ほどの人事院勧告に基づく議案第8号の内容を反映したもので、122万1,000円を増額するものでございます。

なお、その他の増減分につきましては、6月末の退職者、また予算編成のときにおきまして、昇格、昇給に係る差額、こういったところの計上をしていた部分と、あと退職者が病休等によって発生しましたので、その方の分の手当の部分が減少するというところで、722万1,000円を減額するものでございます。

○江原浩之議長 11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 今のお話を聞くと、実質的に今働いている人たちの給料は、減ったわけではないというふうに考えてよろしいですか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長 そのとおりでございます。

○江原浩之議長 12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 10ページの環境センターの監視カメラについて伺いたいのですけれども、これはもともとついていなかった。新設になりますでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 今現在、職員が仮に設置したカメラは一部ついているのですが、ちょっと夜間とかに撮影できない部分がございます、今回正式に設置をさせていただきたいということで計上させていただきました。

以上になります。

○江原浩之議長 12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 監視カメラというのは、今いろんなところにつけられていますけれども、ここに関しては、一番の懸念というか、例えば今いろんなものを盗まれるということが多発していますけれども、環境センターにおいても、そういった懸念が生じているのか、また実際何かありま

したでしょうか、お伺いいたします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 今回カメラの正式な設置をするということなのですが、北門の出口を出たところにミラーがございまして、ミラーがちょっと曲がっていた形のものが朝発見されました。夜中にどなたかがぶつけたのか、昼間にぶつけたのか分からないのですが、そういう事例もありましたので、今回正式な設置をさせていただきたいということで上程させていただきました。以上になります。

○江原浩之議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第10号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時14分

○江原浩之議長 現在員12名であります。

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○江原浩之議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

藤井副管理者。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、江原議長のお許しをいただきましたので、12月定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和5年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中ご参集賜りまして、誠にありがとうございました。また、先ほどご提案申し上げました議案につきましても、慎重なるご審議を賜り、ご可決いただきましてありがとうございました。

ごみ処理は、市民生活に欠かすことのできない大変重要な事業でございます。組合の施設も、先ほどもお話ございましたけれども、老朽化が進んでおります。施設の延命化を図るための大規模改修工事を控えております。

今後におきましても、安定した処理を継続できるよう、議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、職員とともに職務に精励してまいりたいと存じております。

結びに当たりまして、今年1年大変お世話になりました。重ねて御礼を申し上げます。また、議員の皆様にとりましても、来たるべき2024年が、令和6年が素晴らしい年になりますようご祈念申し上げます。甚だ簡単ですが、閉会に対しましてご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。



◎閉会の宣告

○江原浩之議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和5年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前10時15分